

就学援助制度のお知らせ

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。

なお、平成 30 年度の新小・中 1 年生から、新入学学用品費は、ご入学の際の学用品の購入経費として活用していただくため、入学前に申込みいただき、入学前の支給を始めています。

入学前に申込みをされなかった方や京都市外から転入して来られた方で、就学援助制度を希望される場合は学校に連絡し、申込書を提出してください。

5 月 15 日(火)までに申込書を提出し認定された場合は、4 月からの認定となります。

援助内容は、裏面をご覧ください。

ご注意ください

【小学 1 年生の保護者様】

入学前に就学援助の申込みをされた方は、再度の申込みは不要です。

ただし、申込みをされた時の世帯状況と変更がある場合は、学校にご相談ください。

【中学 1 年生の保護者様】

京都市立小学校卒業時に就学援助を受けていた方は、6 月末までは中学校に認定が引き継がれますので、申込みは不要です。

7 月以降も継続を希望される方は、別途継続申込みの案内をしますので、お申込みください。

●所得基準額

* 4 人世帯の場合は世帯全員の年間所得が 2,792,700 円以下の場合に認定されます。

所得基準額 < 平成 29 年 1 月～12 月の所得 > 単位(円)

世帯人数	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人以上 1 人増すごとに
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算

※ 妊産婦、高齢者(70 歳以上)、母子・父子世帯や障害のある方、長期療養中の方、18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯(3 人目以降 1 人増すごとに)の場合は、所得基準額に 23 万円が加算されます。

●申込期間 (いつでもお申込みいただけますが、申込日により認定日が異なります。)

申 込 日	認 定 日
5 月 15 日まで	⇒ 4 月 1 日
5 月 16 日以後	⇒ 申込月の 1 日から認定

※ 転入生は、転入日から 1 か月以内の申込みであれば、転入日からの認定となります。

●就学援助の内容

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）
①学用品費・通学用品費 ・校外活動費【注1】 (遠足等の交通費と見学科)	(前期)	1年 6,565円 2～6年 7,680円	1年 12,325円 2,3年 13,440円
	(後期)	同上	同上
②校外活動費（花背山の家・みさきの家等泊まりがけで行くもの）		実費（一部対象外経費あり）	
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)		授業用で、全員が購入することになっている用具の実費 (ただし小・中で種類や金額に制限あり)	
④新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)		40,600円	47,400円
⑤学校給食費		京都市から直接学校に支払いますので、保護者負担はありません。	
⑥通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり）	
⑦修学旅行費【注2】		21,490円以内	54,000円以内
⑧医療援助費【注3】		「医療券」を持参することで、京都市から直接医療機関に支払いますので、保護者負担はありません。	
⑨日本スポーツ振興センター 災害共済掛金		免除 (京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います。)	
⑩学校生活管理指導表 (食物アレルギー用)等作成費		小学校のみ実費支給（上限3,240円）	

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は、①のうちの校外活動費（小：1,710円、中：2,330円12月頃から随時交付）及び⑦、⑧、⑨が対象です。それ以外については、福祉事務所から交付されます。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合57,000円以内、国外の場合60,000円以内です。

【注3】⑧はむし歯（中学生のみ対象。小学生は学童う歯対策の対象となるため、保護者負担はありません）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿疱疹及び寄生虫病のみが対象です。受診の際は、「医療券（病気治療のおすすめ券）」が必要ですので、事前に必ず学校へ連絡してください。